

令和3 第5回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和 3年 5月10日					
3. 開催通知の期日	令和 3年 5月10日					
4. 招集期日	令和3年5月28日					
5. 招集場所	山ノ内町役場 議場					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	11	北原元明	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	湯本智明	欠	13	小池俊治	出
	4	山本武彦	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	欠	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
	10	藤浦忠広	出			
10. 事務局出欠席	事務局長		鈴木隆夫		出	
	係 長		青木重喜		出	
	書 記		酒井義之		出	
	書 記		梨本祥子		欠	
	書 記		石川政志		出	

11. 報告事項

- 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第15号 農地法施行規則第29条第1号による届出について

12. 提出議案

- 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

13. その他

(1) 農業者年金協議会総会について

<開会>

会長代理 皆様、大変ご苦労さまです。

ただいまより令和3年第5回山ノ内町農業委員会定例会を開催いたします。

本日の欠席者は湯本智明委員の欠席の連絡をいただいております。また、山口委員、ちょっと連絡取れないんですが、また後で来られると思いますのでよろしくお願ひします。

それでは、招集者よりご挨拶を申し上げます。

<招集者挨拶>

会 長 皆さん、こんにちは。

春の農作業のお忙しい中、また一番農作業がはかどる時間帯に招集いただきましてありがとうございます。

4月の霜の被害のことで今日の紙面に載っていたんですけども、山ノ内の被害が果樹だと思われるんですけども、全体で4,800万ほどの被害があったと載っていましたが、皆さんのお宅でもリンゴ、桃、プラム等々栽培している方が多いと思うんですけども、私ちょっとどのぐらいの被害かというのは、ちょっと自分で果樹栽培していないものですから分かりませんが、被害に遭われた方々もその実になっているものを大切に育てていただきまして、秋の収穫までたどり着けていただきたいと、またそのように思っておりますので、また頑張ってください。

それと、最近ですけども、コロナワクチンの接種がやっと町内でも始まったようですが、ちょっと情報を聞きますと、多少遅れ加減かなという感覚を聞いております。

この中で高齢者といっても数名おられるようですけれども、早めに接種して、16歳以上ということで対象になる方もここに大勢おられますので、また機会がありましたら早めに接種していただきまして、コロナのほうも多少落ち着いてくれればいいなと思っております。

今日は大変ご苦労さまです。よろしくお願ひします。

会長代理 ありがとうございます。

それでは、議事に移ります。

会長の進行でよろしくお願ひいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任ということで、本日は

5番 山口 剛 委員

6番 望月美知子 委員

お願ひいたします。

<議事>

議 長 それでは、5番、議事に入らせていただきます。

報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説

る届出について、自己所有農地に200平米未満の農業用倉庫等を建築する際の届出になります。今月1件あります。

農地の所在地は大宇戸狩字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は271平米、農地区分は3種農地に該当しまして、こちらに農業用物置、床面積50.53平米を1棟建築したいということでございます。申請人ですが、〇〇の〇〇〇〇、事業の詳細は農機具を収納する物置を建設するためということでございます。参考資料を17ページから20ページにつけてございます。

まず、17ページは位置図になります。18ページは公図の写し、19ページは登記簿謄本の写し、20ページは倉庫の図面です。

場所ですけれども、17ページをお願いします。〇〇〇〇〇から町道伊沢箱山線を約120メートルほど南東に進んだ場所でございます。以上、報告します。

議長 ありがとうございます。この報告事項について、質問ありましたらお願いします。
(なし)

ないようでしたら、次へ進みます。

4番、議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料のほう4ページをお願いします。議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月6件です。

1件目ですが、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万282平米、耕作面積1万1,998平米、家族総数4、稼働人員が4です。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万282平米、耕作面積が1万1,998平米、家族総数4、稼働人員が4です。申請地は大宇夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、同じく字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目はいずれも畑で、面積が合計で3,186平米となります。契約の内容は贈与となりまして無償となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため子へ経営移譲、受人につきましては、ブドウの栽培で経営移譲を受けるということとなります。位置図が21ページ、公図のほうは22ページ、23ページに載せておりますけれども、場所につきましては、宇木の千歳桜の北側及び東側の農地となっております。

戻りまして、2件目ですけれども、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに2,005平米です。家族総数が3、稼働人員がゼロ、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万4,258平米、耕作面積が1万2,458平米、家族総数が6、稼働人員が4です。申請地は大宇夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇で地目が畑、面積が2,005平米です。契約内容は売買で、価格は全体で10万円となっております。理由ですけれども、渡人につきましては、労働力不足のため廃業、受人につきましては、リンゴ栽培のため経営規模の拡大となっております。位置図を24ページ、公図を25ページに載せておりますけれども、場所は宇木三の集落から西に位置する農地となっております。

3件目ですが、申請人が、渡人、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積が1万2,216平米、耕作面積が1万502平米、家族総数が2、稼働人員が1です。受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積が1万3,551平米、耕作面積が2万4,679平米、家族総数が5、稼働人員が4です。申請地は大宇夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、畑で809平米となります。契約内容は売買で、価格は1坪600円の全体で14万7,000円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため規模縮小、受人につきましては、ブドウの栽培で規模拡大となっております。位置図を26ページ、公図を27に載せております。場所は〇〇〇〇〇〇〇から50メートルほど南に下った農地となっております。

続いて、4件目になりますが、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万2、216平米、耕作面積が1万502平米、家族総数2、稼働人員が1、受人につきましては〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積が1万517平米、家族総数が2、稼働人員が1です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、地目が畑で面積が297平米です。契約内容は売買で、価格は1坪3,000円の全体で27万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため規模縮小、受人につきましては、ブドウ栽培で規模拡大となっています。地図を28ページ、公図を29ページに載せておりますが、場所につきましては、宇木上区配水池から西に100メートルほど横にずれた位置の農地になっております。

5件目ですけれども、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇、所有面積が4,418平米、耕作面積が1,342平米、家族総数が1、稼働人員がゼロです。受人につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積が8,294平米、耕作面積が9,338平米、家族総数が6、稼働人員が2です。申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、同じく5443-8、いずれも畑で面積が合計で1,044平米となります。契約内容は贈与で無償となります。理由ですけれども、渡人につきましては、高齢のため規模縮小、受人につきましては、プラムの栽培で賃貸していた農地の取得となっております。位置図を30ページ、公図を31ページに載せておりますけれども、場所はちょうど雀山藤ノ木霊園の東側に位置する農地となっております。

最後6件目ですけれども、申請人、渡人が〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積385平米、耕作面積が3,002平米、家族総数が4、稼働人員がゼロです。受人につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積1万4,747平米、耕作面積1万5,261平米、家族総数が2、稼働人員が2です。申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇〇、同じく〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇の3筆で、地目は畑、公衆用道路となっております、面積が3筆合計385平米です。契約内容は売買で、全体で1万5,000円となっております。理由ですけれども、渡人につきましては、町外在住のため規模縮小、受人につきましては、リンゴ栽培で規模の拡大となっております。位置図を32ページ、公図を33ページに載せておりますけれども、場所につきましては、〇〇〇〇の集落内にある町道に面した農地となっております。

以上6件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それでは、補足説明をお願いします。1番の件について、湯本久万委員、お願いいたします。

湯本(久)委員 受人の〇〇〇さんは渡人の〇〇〇〇さんの息子さんで後継ぎということで、現在、住所〇〇ということになっているんですが、結婚されてから夫婦で〇〇のアパートに住んでおられて、そこから主に〇〇の自分のうちの畑へ通って農業をされています。これまでも畑ごとに〇〇さんから〇さんへ贈与を行っていたということなので、問題ないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
それでは、2番の案件について補足説明、湯本久万委員、お願いいたします。

湯本(久)委員 受人の〇〇〇〇さんですが、会社員を辞めてご夫婦で就農されまして、現在、

両親と4人で農業をされています。以前から農作業の手伝いなどに来ていただいた渡人の〇〇〇〇さんのお宅、〇〇さんは現在会社員ということで農業をされていなくて、今まで主に〇〇さんのお母さんがやっていたんですが、高齢でもうやめたいということなので、今まで親交ありました〇〇さんが〇〇さんの農地、現在リンゴ畑なんですが、それを買って規模を拡大して農業を行いたいという希望のようです。問題ないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
3番の案件の補足説明を湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本(貴)委員 渡人の〇〇〇〇さんは若いときからずっと会社員をやっておられて、農業にはそんなに携わっていなかったんですが、この〇〇さんにお渡しするこの土地は十数年ぐらい前に返されてしまって、ちょっと荒廃地になっていたという状態でした。それでもそんなわけにもいかないの処分したいということで、ちょうど隣で畑やっていたら〇〇さんに相談を持ちかけて、〇〇さんが買い取って、ここを畑にするということがまとまったということです。〇〇さんはまた認定農業者でもありますので問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
4番の案件について、同じく湯本貴文委員、お願いいたします。

湯本(貴)委員 この件も渡人が〇〇〇〇さんの土地なんですが、広くない土地なんですけれども、この土地で借りて野菜を作っていた方がいらしたんですが、その方がちょっともう高齢で手が回らないということで返されてしまったということで、その返されてしまった畑の違ったところをブドウ畑をやっております〇〇さんなんですが、里親制度の研修を終えて二、三年になる方なんですけれども頑張ってやっていた方がその土地を買って、そのブドウを広げて農業をやりたいということがあります。全く問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問を受けます。質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
5番の案件について、齊藤委員、お願いいたします。

齊藤委員 渡人の〇〇〇さんは50年ほど前までは〇〇に住んでおられましたが、〇〇へ移られまして電気店を経営されまして、農業は全くやっていない状態でした。それでこの〇〇さんというのはその当時、昔からその土地を借りていて、〇〇さんにもう高齢で自分で電気店も辞めるつもりもないし、ちょっと引き取ってくれないかという話になって、こういう状態になったわけです。〇〇さんの場合は夫婦二人でプラムを新田で作っておられるので問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

で問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問の方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
続いて、12ページのほうをお願いいたします。1番の案件を湯本浩委員お願いいたします。

湯本(浩)委員 ○○○さんなんですけれども、両親の介護ということで手が回らなくなってきたということで、○○○○君に借りてもらうということになったということです。○○○○君はしっかりやっておりますので、全く問題ないと思います。お願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたら挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
2番の案件について、同じく湯本浩委員、お願いいたします。

湯本(浩)委員 再設定ということで、引き続き耕作されるということで問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願いします。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
引き続きまして、3番、4番、5番、同じ設定を受ける者として私が補足説明させていただきます。
○○○○さんですけれども、○○○○さんの畑を借り受けるわけですけれども、○○さんの前には○○さんという方が野菜を作っておられたわけですけれども、高齢ということで○○さんに畑を返され、それをまた○○さんがまた借り受けまして、そこにリンゴを植えたいということです。○○さんも三世代で農家をやっている、息子さんも2年ほど前に就農されまして頑張って農作業、リンゴ、桃作りをしているものでございます。新ですけれども、頑張っていると思いますので、またよろしくお願いいたします。
4番の案件ですけれども、これも○○○○さんで、○○の○○○○さんという方の畑を借りているわけですけれども、○○さんは会社勤めということで農業のほうには手を出していないということで、それも○○さんが借り受けて、そこで桃の栽培をする予定であります。今、言ったように頑張って仕事、親子で頑張って仕事をしておられるので、大丈夫だと思います。
5番の案件ですけれども、これも○○○○さんで、○○さんの畑を借りているわけですけれども、○○さんが○○○に電気工事の関係で仕事をしておりまして、畑のほうはちょっと手が回らないということで、○○○○さんが近くに桃畑もあるそうで、すぐ隣であるみたいで、そこを借受けて桃の栽培をする予定です。これも同じく頑張ってやると思いますので、よろしくお願いいたします。
この案件について質問がありましたらお願いいたします。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
6番の案件に移ります。

会長代理 6番の案件ですが、補足説明を山本武彦委員、よろしくお願いします。

山本(武)委員 先ほど承認されました3、4、5に6番ですけれども、〇〇〇〇さん、キノコ専門の農家でございましたので、再設定ということで、引き続きお願いをしたいということで、〇〇〇〇さんがやっていたということで問題ないと思います。よろしくお願いします。

会長代理 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願いします。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手を願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

議長 では、7番の案件に移ります。補足説明を湯本浩さん、お願いいたします。

湯本(浩)委員 〇〇〇〇さんは高齢でもあり、規模縮小をされており、〇〇〇〇君も認定農業者でもあり、しっかりやっているので全然問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
8番の案件に移ります。補足説明を上原代理、お願いいたします。

上原委員 〇〇〇〇君なんですけど、今日の中にもありました〇〇〇〇さんのお孫さんで学生さんです。この農地ですが、今まで栽培していた桃だったかな、それを切られてからもう数十年の間とか、そんなにたつたか、何年の間そのままになっており、そこの近くというか、〇〇〇〇〇〇さんの畑の近くにありまして、そこを借りて野菜を栽培するということです。今年の春から堆肥も入れられ、管理も整っておられるので、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願いします。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
9番の案件ですけれども、私が補足説明をさせていただきます。
〇〇〇〇さんなんですけれども、現在は会社勤めをされており、将来の定年後を考えて、〇〇〇〇さんの畑の一部をお借りいたしまして山菜を作りたいということで相談がありまして、〇〇〇〇さんが一人農業で仕事が一人では間に合わないということでお貸しするそうです。〇〇〇〇さんも山菜作りが大好きということで聞いております。真剣にやると思いますので、よろしくお願いします。
では、この案件について質問をお受けします。質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
10番の案件に移ります。補足説明を湯本浩委員、お願いします。

湯本(浩)委員 再設定ということで、引き続き〇〇〇〇〇〇さんが耕作をされるということで問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問があったらお願いします。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
1 1 番の案件の補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。

湯本(浩)委員 ○○○○さんは高齢であり、現在何も耕作されておられません。再設定でもあり、○○○君も認定農業者で、しっかりやっているので問題ないと思います。よろしくお願
いします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問がありましたらお願いします。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
1 2 番に移ります。補足説明、私がさせていただきます。
○○○○さんですけれども、○○○○さんの畑を借りるわけですけれども、○○○○
さん、キノコ栽培を手がけておられ、リンゴ畑は結構あるんですけれども、やはり手
が間に合わないということで、○○○○さんがその畑を借受けて栽培されるそう
です。これは再設定でありますので、間違いなく適正な管理をされており、大丈夫だ
と思いますので、よろしくお願いたします。
この案件について質問がありましたらお願いします。(なし)
ないようでしたら採決に移ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
議事につきましては、以上をもちまして終了いたします。ありがとうございました。

<その他> (1) 農業者年金協議会総会について

会長代理 ありがとうございました。
以上をもちまして、令和3年第5回山ノ内町農業委員会定例会総会を終了いたしま
す。
ありがとうございました。

閉会 午後4時50分